

資金不足比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（第22条第1項）

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
病院事業会計	—
介護老人保健施設事業会計	—

* 病院事業及び介護老人保健施設事業の資金不足比率は、上記のとおりであり、両事業とも資金不足は生じておりません。